

岩手県企業局管理規程第8号

企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県企業局長 森 達也

企業局公印規程の一部を改正する規程

企業局公印規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印取扱者)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公印取扱者は、管守機関の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印（企業出納員の公印を除く。）を<u>使用しよう</u>とするときは、<u>押印しようとする</u>行政文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を<u>提示し</u>、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>前項</u>の請求があったときは、<u>当該</u>行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第7条 公印の印影を印刷しようとするときは、管守機関の承認を受けなければならない。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>(公印取扱者)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公印取扱者は、管守機関の指揮監督を受け、公印の保管及び使用並びに<u>第12条第1項に規定する電子公印の付与</u>に関する事務を処理するものとする。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第6条 <u>行政文書（電子文書（企業局行政文書管理規程（令和4年岩手県企業局管理規程第12号）第2条第8号に規定する電子文書をいう。第12条第1項及び第2項において同じ。）を除く。）に公印（企業出納員の公印を除く。）を押印しようとするときは、当該行政文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を示し</u>、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による請求は、電子決裁・文書管理システム（企業局行政文書管理規程第2条第11号に規定する電子決裁・文書管理システムをいう。）により行わなければならない。ただし、同規程第20条又は第21条の規定に基づき起案した場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 公印取扱者は、<u>第1項の規定による</u>請求があったときは、行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第7条 公印の印影 <u>（第12条第1項に規定する電子公印を除く。）</u>を印刷しようとするときは、管守機関の承認を受けなければならない。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第11条 [略]</p> <p><u>（電子公印）</u></p> <p>第12条 <u>電子文書に電子公印（電子公印システム（電子計算機を使用して公印の印影の管理及び付与を行うためのシステムであって、総務部総務室法務・情報公開課長が管理するもの）をいう。第3項において同じ。）に登録した公印の印影をいう。以下同じ。）の付与を受けようとするときは、当該電子</u></p>

文書及び原議を示し、公印取扱者に電子公印の付与を請求しなければならない。この場合においては、第6条第2項の規定を準用する。

2 公印取扱者は、前項の規定による請求があったときは、電子文書と原議とを照合し、電子公印の付与を適当と認めるときは、当該電子文書に電子公印を付与するものとする。

3 管守機関は、新たに公印の印影を電子公印システムに登録し、電子公印として使用しようとするときは、管理課長の承認を受けなければならない。電子公印に係る公印を改刻したときも、同様とする。

4 管守機関は、前項の規定により承認を受けた電子公印の使用をやめたときは、その旨を管理課長に通知しなければならない。

5 管理課長は、第3項の規定による承認をしたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、その旨を総務部総務室法務・情報公開課長に通知しなければならない。

別表（第2条関係）

[略]

別表（第2条、第8条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 企業局行政文書管理規程（令和4年岩手県企業局管理規程第12号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同規程附則第2項の規定による廃止前の企業局行政文書管理規程（平成9年岩手県企業局管理規程第5号）第25条及び附則第4項の規定による公印の使用については、この規程による改正後の企業局公印規程第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。